

www.elsevier.com/locate/jmb

- 四 元満州国日本人官吏に恩給法適用に関する請願(竹谷源太郎君紹介)(第二五五号)

五 同(保科善四郎君紹介)(第六八八号)

六 教職員の給与改訂に関する請願(世耕弘一君紹介)(第三六六号)

七 京都府篠村の地域給指定に関する請願(柳田秀一君紹介)(第四六六号)

八 陸上自衛隊松本駐とん地部隊射撃場の移転に関する請願(原茂君紹介)(第九三三号)

九 同(下平正一君紹介)(第九四四号)

一〇 静岡県藤岡町の地域給指定に関する請願(遠藤三郎君紹介)(第九五五号)

一一 静岡県網代町の地域給引上げの請願(遠藤三郎君紹介)(第九六六号)

一二 元満州国日本人官吏に恩給法適用に関する請願(竹谷源太郎君紹介)(第一三二二号)

一三 同(佐々木更三君紹介)(第一三三三号)

一四 同(菊地養之輔君紹介)(第一三八八号)

一五 金鶏勲章年金復活に関する請願(曾太郎君紹介)(第一三三三号)

一六 公共職業安定所職員の給与調整に関する請願(小坂善太郎君紹介)(第一三五五号)

一七 旧海軍特務士官等の恩給不合理是正に関する請願(眞崎勝次君紹介)(第一五三三号)

一八 教職員の給与改訂に関する請願(中村時雄君紹介)(第一五四四号)

一九 陸上自衛隊松本駐とん地部隊射撃場の移転に関する請願(松平忠久君紹介)(第二二二二号)

二〇 未帰還公務員に対する恩給法改正の請願(保科善四郎君紹介)(第三二〇号)

二一 同(曾太郎君紹介)(第三五二二号)

二二 元満州国日本人官吏に恩給法適用に関する請願(保科善四郎君紹介)(第三二二二号)

二三 同(菊地養之輔君紹介)(第三五〇号)

二四 旧海軍特務士官等の恩給不合理是正に関する請願(吉川兼光君紹介)(第三四八八号)

二五 同(宇都宮徳馬君紹介)(第三四九四号)

二六 金鶏勲章年金復活に関する請願(砂田重政君紹介)(第三三八三三号)

二七 金鶏勲章年金復活に関する請願(加藤鏐五郎君紹介)(第四五六七号)

二八 軍人恩給の引上げ実施に関する請願(池田清志君紹介)(第四七九号)

二九 名古屋市内駐留軍家族住宅の移転促進に関する請願(早稻田柳右門君紹介)(第四八〇号)

三〇 公共職業安定所職員の給与調整に関する請願(矢尾喜三郎君紹介)(第四八三三三号)

三一 石川県下市町村の地域給指定等に関する請願(岡良一君紹介)(第五一一号)

三二 旧海軍特務士官等の恩給不合理是正に関する請願(岡崎英城君紹介)(第五四八八号)

三三 京都府久世郡下の地域給指定等に関する請願(岡本隆一君紹介)(第五四九四号)

三四 京都府亀岡市の地域給引上げの請願(岡本隆一君紹介)(第五五〇号)

三五 鉄道用地賃貸料の支払促進に関する請願(中村梅吉君紹介)(第五六九四号)

三六 愛知県形原町及び西浦町の地域給引上げの請願(穂積七郎君紹介)(第五七五五号)

三七 名古屋市内駐留軍家族住宅の移転促進に関する請願(河野金昇君紹介)(第五七六六号)

三八 京都府綾部市の地域給引上げの請願(柳田秀一君紹介)(第六〇五五号)

三九 長野県長野市の地域給引上げの請願(小坂善太郎君紹介)(第六〇六六号)

四〇 東北地方に薪炭手当支給に関する請願(黒金泰美君紹介)(第六〇七七号)

四一 同(三浦一雄君紹介)(第六六七七号)

四二 同(楠美省吾君紹介)(第六六八八号)

四三 元満州国日本人官吏に恩給法適用に関する請願(額綱彌三君紹介)(第六六八八号)

四四 旧海軍特務士官等の恩給不合理是正に関する請願(保科善四郎君紹介)(第六六九四号)

四五 京都府久世郡下の地域給指定等に関する請願(川崎末五郎君紹介)(第六五〇〇号)

四六 長野県長野市の地域給引上げの請願(西村彰一君紹介)(第六八四四号)

四七 金鶏勲章年金復活に関する請願(薩摩雄次君紹介)(第六八五五号)

四八 同(中曾根康弘君紹介)(第六八六六号)

四九 同(植木庚子郎君紹介)(第六八七七号)

五〇 同(久野忠治君紹介)(第六八九九号)

五一 東北地方に薪炭手当支給に関する請願(八田貞義君紹介)(第六八八八号)

五二 同(池田正之輔君紹介)(第六六六六号)

五三 同(助川良平君紹介)(第六七六七七号)

五四 同(愛知揆一君紹介)(第六七八八号)

五五 公共職業安定所職員の給与調整に関する請願(柳田秀一君紹介)(第六九〇〇号)

五六 同(春日一幸君紹介)(第六九一一号)

五七 愛知県形原町及び西浦町の地域給引上げの請願(杉浦武雄君紹介)(第七三二二号)

五八 旧海軍特務士官等の恩給不合理是正に関する請願(福田昌子君紹介)(第七三三三号)

五九 北海道津別町の地域給指定に関する請願(永井勝次郎君紹介)(第七六〇〇号)

六〇 神奈川県横浜市の地域給引上げの請願(小金義照君紹介)(第七七〇〇号)

六一 岡山県津山市の地域給引上げの請願(小枝一雄君紹介)(第七七一七号)

六二 京都府福知山市の地域給引上げの請願(柳田秀一君紹介)(第七七二二号)

六三 吉松町に自衛隊しよ、舎設置の請願(池田清志君紹介)(第七七三三三号)

六四 東北地方に薪炭手当支給に関する請願(根本龍太郎君紹介)(第八一七号)

六五 同(保科善四郎君紹介)(第八四九四号)

六六 同(松浦東介君紹介)(第八六六六号)

六七 金鶏勲章年金復活に関する請願(外三件(八木一郎君紹介)(第八一八八号)

六八 愛知県形原町及び西浦町の地域給引上げの請願(八木一郎君紹介)(第八一九九号)

六九 恩給加算年数に関する請願(床次徳二君紹介)(第八五〇〇号)

七〇 京都府久御山町の地域給指定に関する請願(川崎末五郎君紹介)(第八七〇〇号)

七一 旧海軍特務士官等の恩給不合理是正に関する請願(保科善四郎君紹介)(第八七一一号)

七二 神奈川県横浜市の地域給引上げの請願(森島守人君紹介)(第八八七七号)

七三 京都府奥丹後地方の地域給指定等に関する請願(柳田秀一君紹介)(第八八八八号)

七四 京都府奥丹後地方の寒冷地手当引上げの請願(柳田秀一君紹介)(第八八九九号)

七五 東北地方に薪炭手当支給に関する請願(田子一民君紹介)(第九一五五号)

七六 元満州国日本人官吏に恩給法適用に関する請願(額綱彌三君紹介)(第九一六六号)

七七 未帰還公務員に対する恩給法

三三七号)
九一 元満州国日本人官吏に恩給法適用に関する請願(佐々木更三君)

七二一號)
一〇五 同(吉川久衛君紹介)(第七二三號)

二一 長野県下各市町村の地域給
指定等に関する請願（松平忠久君
紹介）（第一九六二号）

二三六 旧軍人の恩給加算制復元に
関する請願(高橋等君紹介)(第二

君紹介(第二三八七号)
一五〇 旧軍人の公務扶助料倍率改
正等に関する請願(中馬辰猪君紹

- 一五一 同(久野忠治君紹介)(第二三七二号)
一五二 同(黒金泰美君紹介)(第二三七二号)
一五三 同(徳安實藏君紹介)(第二三七二号)
一五四 同(田中龍夫君紹介)(第二三七二号)
一五五 同(中曾根康弘君紹介)(第二三七二号)
一五六 同(中馬辰猪君紹介)(第二三七二号)
一五七 同(小林銆君紹介)(第二三七二号)
一五八 同(坊秀男君紹介)(第二四〇二号)
一五九 同(高村坂彦君紹介)(第二四〇二号)
一六〇 同(小泉純也君紹介)(第二四〇二号)
一六一 旧軍人の恩給加算制復元に關する請願(池田清志君紹介)(第二四〇二号)
一六二 同(久野忠治君紹介)(第二三六五号)
一六三 同(中曾根康弘君紹介)(第二三六五号)
一六四 同(高村坂彦君紹介)(第二三六五号)
一六五 同(黒金泰美君紹介)(第二三六五号)
一六六 同(徳安實藏君紹介)(第二三六五号)
一六七 同(田中龍夫君紹介)(第二三六五号)
一六八 同(小泉純也君紹介)(第二四〇五号)
一六九 同(中馬辰猪君紹介)(第二四〇六号)
- 一七〇 旧軍人の恩給増額等に関する請願(高橋等君紹介)(第二三三三三号)
一七一 旧軍人の恩給年額不均衡是正に關する請願(久野忠治君紹介)(第二三七八号)
一七二 同(高村坂彦君紹介)(第二三七八号)
一七三 同(黒金泰美君紹介)(第二三七八号)
一七四 同(徳安實藏君紹介)(第二三七八号)
一七五 同(田中龍夫君紹介)(第二三八二二号)
一七六 同(中曾根康弘君紹介)(第二三八二二号)
一七七 同(菊地義郎君紹介)(第二三八二二号)
一七八 同(小泉純也君紹介)(第二四〇四号)
一七九 地域給制度改正に關する請願(續編三君紹介)(第二三九八号)
一八〇 同(神田博君紹介)(第二三九八号)
一八一 同(江崎眞澄君紹介)(第二四〇〇号)
一八二 金鵄勲章年金復活に關する請願(高村坂彦君紹介)(第二四〇七号)
一八三 旧軍人の恩給年額不均衡是正に關する請願(井出一太郎君紹介)(第二四三八八号)
一八四 同(八木一郎君紹介)(第二四七二二号)
一八五 同(中馬辰猪君紹介)(第二四七三三号)
一八六 同(高橋等君紹介)(第二五二一五号)

- 一八七 同(松野頼三君紹介)(第二五二一六号)
一八八 同(小林銆君紹介)(第二五二一七号)
一八九 旧軍人の公務扶助料倍率改正等に関する請願(井出一太郎君紹介)(第二四三九九号)
一九〇 同(八木一郎君紹介)(第二四七二二号)
一九一 同(高橋等君紹介)(第二五二一八号)
一九二 同(松野頼三君紹介)(第二五二一九号)
一九三 旧軍人の恩給加算制復元に關する請願(井出一太郎君紹介)(第二四四〇号)
一九四 同(八木一郎君紹介)(第二四七二二号)
一九五 同(高橋等君紹介)(第二五二二二号)
一九六 同(松野頼三君紹介)(第二五二二三号)
一九七 同(田中龍夫君紹介)(第二五二二四号)
一九八 東京都青梅市の地域給引上げの請願(山花秀雄君紹介)(第二四七四四号)
一九九 同(福田篤泰君紹介)(第二四七五五号)
二〇〇 同(中村高一君紹介)(第二五二二〇号)

○山本委員長 これより會議を開きます。
閉会中審査に關する件について、お諮りいたします。御承知の通り、国会法第四十七条第二項の規定によりまして、委員会は議院より付託されました案件については、閉会中もなお審査することができることになっております。当委員会といたしましては、会期中法律案並びに所管事項について、國政に關する調査を行なつて参つたのであります。閉会中もその審査を進めて参りたいと思存しますので、閉会中審査案件を議長に申し出ることとし、その案件は國家行政組織法の一部を改正する法律案、大蔵省設置法の一部を改正する法律案、榮典法案、内閣法等の一部を改正する法律案、國家公務員法の一部を改正する法律案、事務次官補を設置するための外務省設置法等の一部を改正する法律案、内政省設置法案、内政省設置法の施行に伴う關係法令の整理に關する法律案、經濟企画庁設置法の一部を改正する法律案及び國務大臣の私企業等への関与の制限に關する法律案、行政機構並びにその運営に關する件、恩給及び法制一般に關する件、自衛隊に關する件、調達庁に關する件、公務員の制度及び給与に關する件及び南方連絡事務局に關する件等といたしたいと存じますが、御異議ありませんか、
「異議なし」と呼ぶ者あり」
○山本委員長 御異議なければさよう取り計らいます。

○山本委員長 次に委員派遣に關する件についてお諮りいたします。ただいま決定いたしました閉会中の審査案件が院議により付託されました際は、各地に委員を派遣しましてその実情を調査いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり」
○山本委員長 御異議なければ、さよう決します。
○山本委員長 御異議なければ、さよう決します。
○山本委員長 この際御報告申し上げます。本会期中におきまして本委員会に参考送付となりました陳情書は、ただいまお手元に配付いたしました通り五十一件であります。その内容等につきましては、本書により御承知置きを願います。
○山本委員長 次に南方連絡事務局に關する件について調査を進めます。本件について、床次委員より發言を求められております。この際、これを許します。床次君。
○床次委員 私は沖縄に關するところの米軍の土地使用に關しまして、その損失補償の措置について政府はいかに考へておられるか、もし政府においてその対策がなければ適當な措置をすみやかにとるべきであるという意味におきまして質疑をいたしたいと思つております。
昭和二十年八月の終戦から昭和二十七年四月の講和条約発効までの七年の間に、米軍が駐留してありますのに対して、軍事的目的による強制収用に よつてこうむつたところの沖縄住民の財産上の損害はいまだ補償せられておらないのであります。この關係の住民は十四万三千世帯であり、關係人員の数は六十三万余人に上つておるのであります。この影響を受けまして、更生の余力もなく、その生活は非常に低下

しておるのであります。一部におきましては、今日沖縄は、いわゆる駐留軍の關係により非常にいんしんをきわめておるといふような説もあり、また一部特殊産業に關するは相當の復興を見ているのであります。その背後にありまして、ただいま申し上げますやうな非常な苦痛があるのであります。少し詳しく申し上げますと、今日米軍の軍事基地として使用されておりますのは、総面積の一二・七％が軍用地であります。約五十六万坪ばかりであります。しかもその四四％が農地でありますので、關係農民が非常な苦痛をなめておられますことは申すまでもありません。しこうしてこれらの土地に對して補償が行われておるかという点に關しましては、しばしば問題となつておるのであります。米軍の補償額はまことに少いのであります。この点問題を惹起しております。しかしながら講和條約発効後の問題に關しましては米國との關係でありますので、外交的な処置によりまして処理すべく、今日におきましていろいろと努力をしておるのであります。私が本委員会において特に御考慮願ひたいは、また政府に對して善処を求めたいのは、講和條約発効前の問題なのであります。この發効前の七年間の土地の補償に關しましては、実は平和條約の第四條の四、第十九條によりまして、日本の請求權放棄の理由をもちまして、これはアメリカが負担すべきものでないといふことを、アメリカ側でははっきりとした意思表示をいたしておるのであります。従つてこれに對する補償は、結局母國であり得るわけわがれが処理すべきより道は残されてお

ないのであります。しこうしてこの沖縄における事実と同じような事実が、もしも内地の各地にありましたらば、これは必ずしも制定されておらずところの昭和二十年勅令第六三五号並びに進駐軍の用に供する土地の損失補てんに對する要綱によりまして、當然損失補償が行われなければならないものであります。もしもこの損失補償が適用せられるとすれば、約百七十億圓に達する計算が出ておるのであります。この機会に私は政府に對して、今日までいかにこの問題を考へて処理して参つたかといふことについて、まず伺つて、今後の措置に對して考へを進めたいと思ふのであります。この際政府のこの問題に對してとりまいたる処置またその所見を伺ひたいのであります。

○石井(通)政府委員 沖縄の軍用地の問題につきましては、南方連絡事務局といひましては、たえず現地の状況について、あるいは情報あるいはまた資料を集めて検討して参つたのでございまして、講和發効前におきましては、極東軍の指令によりまして補償をする建前になっておつたのでございします。そこでいろいろアメリカの民政部におきまして、土地の調査等をやつておられたのであります。若干の補償が講和發効前に行われたが全般に及ばなかつたといふことを聞いておつたのでございします。その後沖縄における關係者が、いろいろ自発的に調査されて、この三月に陳情を受けられたのであります。その内容は非常に複雑なものであります。これを政府に對して調査いたしました。その内容を検討しなければならぬと思つておる

のでございしますが、その具体的な措置につきましては、それら調査検討をいたした上で、關係各省と協議いたしたい、しこういふふうに考へております。

○床次委員 ただいまの御答弁によりまして、一応政府も考へておられますやうであります。今日までのところの政府の御意見といたしましては、沖縄に對しましては内地諸地域に對するごとき法律の処置を講ずべき手続がなつていない。従つてこれが放任してあるんだと思つておられますが、さうでございしますか。

○石井(通)政府委員 沖縄における軍用地の補償に關しましては、本土の法律が及んでいないわけではあります。そこで講和發効前の補償をどうするかといふ問題に關しましては、現在のところ法律的な基礎がないわけでは、現存のこの補償を受けるべきではないかといふことで、アメリカ側にも相當陳情されておつたところではあります。それがアメリカ側では補償すべきでないといふ意向もあるやうでございします。それらの点をいろいろ検討いたしまして、今上で今後研究していきたい、しこういふふうに考へております。

○床次委員 内地において適用せられたごとく沖縄にはそのまま適用することとができないといふ法律の解釈は、一応考へられるのであります。しかしそれだからといって補償しなくてもいいものだとは考へられない。ただいまの御答弁も大体そういう含みだと思つて、日本の旧領土でありましたところ

が占領地になつておるといふ状態であるので、内地の各府県に適用せらるるがごとく規則は適用せられないにいたしたとしても、これに匹敵するがごときことは考へすべきものであると思つておられますが、この点に對しましては、やはり何か補償をすべきものではないかといふことについて、政府も考へておられるように思つておられますが、その点をあらためて御答弁をいただきたいと思ひます。

○石井(通)政府委員 御承知のように、現在の法律は沖縄に適用されておられません。關係から、沖縄にはその法律をそのまま実施するといふことは困難であると思ひますが、沖縄の現状がまことに氣の毒な状況にあるといふことは、私も十分承知いたしております。今後關係各省とその措置について研究をいたしたいと思つております。

○床次委員 私はこの問題は、わが國にいたしたとしても當然必要な措置を講じなければならぬものと思つておるものであります。この点から委員各位にも御協力を仰がなければならぬと思つておられますが、一応お聞きしたいのは、今日におきまして、内地に對してはこの問題の処理に對しましては調達庁が當つておるのであります。沖縄に關しまして考へるといふことは、調達庁の所管ではないといふことは一応言えると思ひます。従つてわが國の今の官制から申しますと、南連がこれに當るべきものと思ひますが、所管についてはさう考へてよろしうございしますか。

○石井(通)政府委員 南方連絡事務局の所管といたしまして、南方と南西諸島との各種の懸案事項を処理するいは

推進するといふことになつておりますので、お説のように當然南方連絡事務局は中心になつてこの問題を検討すべきものと思つております。

○床次委員 内地においてはすでに措置要綱によりまして、それぞれ調達庁において処理しておるのであります。が、南洋に對する考へ方といたしましては、これに準じた処置が必要なんではないかと思つておられます。この点先ほど申し上げましたやうに、内地の補償の計算を準用して地元で調査したところによりまして、百七十億ばかりになる。相當の金額になるのであります。が、この点政府といたしましては、よほどの努力をしなければならぬと思つておられます。それだけに、反面におきまして、地元では苦痛が大きいといふことが明らかであります。従つて今後政府に對しましてできるだけの処置を要望したいと思つておるのであります。この際、地元から幸ひして代表者が見えておられますので、委員会の終了後におきまして、特に地元の実情を御聴取いただくやうに、委員長におきまして計らい願ひたいといふことをこの機会に申し上げておきます。

次に私は、今の事情が大体おわかりになつたと思ひます。委員各位におかれましては、大體の今後の措置についてはお考へをいただけたと思ひますが、私はこの機会に當委員会におきましても、この問題をやはり積極的に取り上げて、ぜひ妥當な結論を出すやうに、一つ処置せられんことを要望いたしたいのであります。またこの処理のためには、當然現地の調査といふことも必要になつて参りますので、現地

を調査するところの措置を講ぜられた
いのであります。沖縄に關しまして
は、単にただいま取り上げましたこ
ろの講和発効前の軍用地に対する補償
の問題のみならず、講和発効後におけ
るところの米軍の使用地に対する補償
問題に關しまして、別途アメリカ側に
對していろいろの問題が発生して
おるのでございます。この点わが国
といしましては、いろいろと現地に
對して十分な認識を持つことが必要だ
と思ひます。このためには、国会より
議員団を派遣いたしました、この二つ
の問題並びに關連した問題を調査する
ことが、非常に適切だと思つておるの
であります。当委員会におきまして
は、かつて沖縄に關するところの恩給
問題等の処理のために委員を派遣した
ことがあるわけでありますが、この
問題に關しましては全く事実をよくつ
まびらかにしてないという状態であ
りますので、国会において議員を派遣
し、そうしてこの問題が調査せられ
て、適當なる結論が得られるように、
当委員会として一つお計らいを願ひた
いと思つております。

この点に對して特に委員長に對して
お願いをいたしたいと思つてありま
す。皆様の御賛同を得ますならば、
ただいまの二つの問題を一つ当委員会
の決議として取り上げていただきたい
と思つてあります。委員の各位にお
諮りをいたしたいと思ひます。委員
長におかれまして御懇望をお認めいた
だけますならば、一応私の手元に準備
いたしました決議案とでも申します
か、案文を朗讀いたしまして、御参考
に供したいと思ひます。

○山本委員長 さように願ひます。

○床次委員 それでは案文を朗讀いた
します。なおこの案文は多少不備なと
ころがあるかと思ひますので、後刻必
要があれば御訂正を願ひますが、その
意味においてお聞きを願ひたいと思
ひます。

沖縄は平和条約発効後、その行政
が分離され、アメリカの管理下にお
かれざるを得なかつた結果、終戦以
後今日すでに十年を経過しているに
も拘らず、平和条約発効前アメリカ
軍に接収された土地の補償、元官吏
の恩給等各性の懸案が殆ど未解決
のまま放置されている。ために沖縄
八十万の同胞は物心両面において苦
難に喘いでいる。

ついでに政府はこの実情に鑑み、
平和条約発効前における接収地等の
補償につき、速かに必要な国内的措
置を講ずるとともに、元沖縄県有給
吏員の恩給に關する懸案等その解決
につき善処すべきである。

なお当委員会としては右の事項調
査のため国会より議員団を派遣して
実情をつぶさに調査し、現地の泣訴
を親しくきき、もつて同胞の熱願に
こたえうるよう処置すべきであるこ
とを認める。

右決議する。

ただいま申し上げましたような趣旨
であります。委員各位の御賛成を得ま
して、これが実現できまするならば、
幸いと存じます。

○山本委員長 ただいまの床次君の動
議についてお諮りいたしますが、床次
君の動議のごとく決するに御異議あり
ませんか。

○西村(力)委員 その趣旨に反對では
ございませんけれども、一番大きく打

ち出すのは、主権の回復をやはりわれ
われとしては打ち出さなければなら
ぬ。沖縄のわれわれの同胞諸君も、日本
の主権下に生活したいというのが、一
番大きい願いなのです。それを抜いて
はこれは意味がない。單なる平和条約
以前の補償措置というようなところに
限定してでは——これももちろん必要
でございます。誠意をもつてやらなけ
ればならぬ。そうでございますけれど
も、それを抜いては意味がない。だか
らぜひそれをやっていたくとも必
要であると思ひます。講和条約後、一
定の限界を引かれて、南方は信託統治
のような形に一応なりましたけれど
も、奄美大島はその限界に入つてい
たが、これが今返つてゐる。だからこ
れは不可能ではないし、また不可能と言
わせない民族の一つの希望というもの
があるわけです。だからそれをやはり
大きく入れて、そうして今のような床
次さんの趣旨を生かしてもらう、こ
うしていくのが正しいと私は思ひます。

ぜひそういう工合にお願いいたします。
○床次委員 ただいま御意見がござい
ましたが、この点に關しても私も
十分考へてみたのであります。しかし
ながら主権回復は當然であります。が、
当委員会でもつて今の問題と一緒にや
ることがいいかどうかということにつ
きましては、多少研究の余地があるの
ではないか。すなわち今日沖縄及び小
笠原島の問題に關しましては、決議案
を別途用意せられておるかのように聞
いておるのであります。また外務委員
会におきましては、いわゆる平和条約発
効後の土地収用問題に關しまして問題
を取り上げて、すでにこれは昨日
決議をいたしておられます。どうい

ものかということをもつと御参考の
ために読みますと、
沖縄の軍用地接収問題等に関す
る決議案
終戦後すでに十年を経過した今
日、沖縄はなおアメリカの管理下
におかれ、八十万同胞は物心両面の苦
難に喘いでいる。すなわち人権が壓
迫され勝ちであるのみならず、軍用
地接収についても遺憾の点が少なく
ない。政府は平和条約発効前の土地
等の補償についてはすみやかに実情
調査のうえ必要な国内的措置を講ず
るとともに、アメリカに對しては沖
縄及び小笠原諸島の施政権回復のた
め折衝を進むべきである。
右決議する。

昭和三十一年五月三十一日
こういう外務委員会の決議もあるの
でありまして、これらの措置を御参酌
していただきますならば、当委員会に
おきましては、さしあたり当委員会の
目的としておりますところの平和条
約発効前における問題、あるいはその
他旧県吏員の恩給問題等、当委員会
の所管問題に關しまして要望いたしま
すことによつて、一応よろしいのでは
ないか、ただ本来の問題につきまして
は、ただいま御提案になりましたよう
なことは十分われわれも考慮いたしま
して、全体としてはそれを解決するこ
ういふことは、もちろん考へておること
を私は申し上げたいと思ひます。

○山本委員長 ただいま西村君の御発
言はきわめて適切な御発言ではありま
すが、事きわめて重大であり、なお検討
を要する問題だと思ひますので、さし
あたり床次君の動議についてお諮りい
たします。床次君の動議のごとく決す

るに御異議ありませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり」
○山本委員長 なければさよう決し
ます。
なお本決議の取扱いにつきましては
は、委員長に御一任願ひたいと思ひま
すが、御異議ありませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり」
○山本委員長 なければさよう決し
ます。

○高橋(等)委員 この際政府に對する
資料の提出の要求をいたしたいと存じ
ます。すなわち昨年度の予算におきま
して、旧軍人に對します恩給加算の
調査費を組みまして、加算調査をいた
したのでございます。その加算調査の
結果につきましては、先般私より当委
員会において質疑をいたしたのでござ
います。が、的確なる数字がまだ出て
いないということで、後日に譲る旨の
政府の答弁を了承いたしましたのであ
ります。しかし本国会も余すところ会期が
わずかならつております。もし全般的
な統計資料、その調査資料ができてお
らないにいたしまして、少くとも推
定し得る、報告し得る範囲内の報告を
資料によつて本委員会に提出を求めた
いと思ひます。それとともに、その機
会に政府当局よりこれが説明を聴取い
たす、こういう取り運びをぜひとも最
近の委員会の機会にお願いをいたした
い。承ねるところによりますれば、相
当の事務は進捗いたしておるやうに
考へますので、ぜひさうに委員長に
おいてお取り計らい下さることを要求
いたしますとともに、この資料要求を
政府に對していたすものでござい
ます。

○山本委員長 ただいま高橋君の資料
要求につきましては委員長もこれを必

要と存じますので、関係方面において早急に取り計らい願いたいと存じます。次に蓄ケ久保君。

○蓄ケ久保委員 南方連絡事務局に今の床次君の質問に関連してちょっとお伺いしたい。講和発効後の問題については、私も非常に不満でありますけれども、今の御答弁を承はできませんが、一応聞きおく程度にいたします。そこでこれは局長に申し上げてもしょうがありませんけれども、一応せつかですから申し上げますが、政府の沖縄に対する処置はなまぬるいというか、誠意がないと私は思う。お互いに日本人であり、しかも主権があるとい

いながら、何ら日本政府の権限が及ばないというところは言語断断と思えます。それに対して日本政府はアメリカに対して何ら強硬な主張もできなければ、沖縄の同胞の窮状に対して誠意ある手を打っていない。何と弁解しても私どもは承服できない。それはそれとして、講和発効後において沖縄に対するどのような誠意ある手を政府は打ったか。現政府は沖縄に対して政府の責任者を派遣しあるいは常駐させて、沖縄の県民の窮状を實際に見ておるかどう

うか。その程度に動いて實際調査しておるか。しかも起った事態に対して適正な処置をしているかどうか。こういう点に対して私は非常に不満がある。講和発効後において沖縄の問題に対して政府はどういう誠意ある態度をとったか、一つ具体的な例をあげて南方連絡事務局長に御説明願いたい。

○石井(通)政府委員 南方連絡事務局は昭和二十年七月に設置されたのでござい

ますが、この設置に關しましては、アメリカ側の要請がありまして、

たとえば、恩給、給与とか、渡航の問題その他各種の本土と南西諸島との連絡事項について事務を処理するため、に、那覇に事務所を設けることを要請されたのであります。その事務所には沖縄における政治または行政については関与すべきものでないというようなことが規定されておるのでござい

ます。その制約がありますので、南方連絡事務局の実施すべき事務に關しまして、外務省とアメリカ大使館と協議をいたしまして、那覇南方連絡事務局の所掌事務を詳細規定いたしましたのでござい

ます。これに基きまして現在各種の仕事をやっておりますのでござい

ます。今日まで、事務的にまたその現地の状況等を勘案いたしまして、さしあたり最も必要と考えられましたことは、沖縄における住民の方々は日本国籍を失っていないという建前から、沖縄に居住する人々は日本の本土の恩給法あるいは軍人遺家族援護法等の適用を受くべきものである、そういうことから諸般の法制的並びに予算的措置を講じまして、今日恩給、給与あるいは軍人遺家族援護、復員事務その他の給与的な事項を進めて参っておりますのでござい

ます。これも相当多数の戦没者等がおります関係と、現地の資料等が非常に散逸しておる関係から、非常に苦心をいたしてその処置を講じてきております。現在はいささか数字も持ち合せませんが、おおよそ十三億ぐら

いの金額に上る恩給、遺家族年金あるいは国債等を支給いたしておるのでござい

ます。これは、なお多数残っておりますので、鋭意それらの事項を処理いたしております。そのほか、戦前の郵便貯金の問題あ

るいは銀行預金の問題等もござい

ますが、これも現地の要望を十分聞き、またできる範囲で調査いたしまして、これは特に広く関係省の所管になっておりますので、関係省と鋭意至急な解決について協議をいたしておるよう次第であります。

なおまた教育あるいは貿易等の交流に關しまして、たとえば現地の要望としては農産物の第一に重要なものとして黒糖があげられるのでありますが、黒糖の輸入等につきましては、関係省と協議をいたしまして、これらのものを無条件に輸入するような方向で、現地の生産物の本土輸入を生産物の本土輸入をできるだけ容易ならしめるような措置を講じて参っております。

なお教育関係に關しまして、文部省と協議をいたしまして、沖縄における高等学校卒業生の本土大学の入学に關しまして、政府の資金をもつて国立大学等に入学せしめる道を講じております。また私立大学等に關しまして、文部省と協議をいたしまして、できるだけ入学のあつせんをいたしておる次第であります。

沖縄の内政の問題に關しましては、那覇の事務の所掌事務でござい

ませんが、南方連絡事務局といたしまして、絶えず現地からの上京者あるいはまた各種の印刷物、資料等を取り寄せまして、できるだけ内政問題についても現状を把握するように努めておるのでござい

ます。講和発効後の土地の補償が非常に少いというような事情につきましても、われわれとしてできる範囲の調査をいたして、外務省を通じてアメリカ側にも、沖縄の現地の要望がい

れられますように、要請をしてもらっております次第でござい

ます。特にその現地の非常に気の毒な状況、しかもその現地の三権の範囲内における問題につきましては、南方連絡事務局としては直接に關与いたしておりませんが、外交的な折衝をしてもらうように、外務省に絶えず情報も送っておりますし、また必要な手も打っております。また必要の手も打っております。

○蓄ケ久保委員 事務局長の御答弁としてはそれ以外にできないと思ひますので、官房長官に対する質問を保留しておきたいと思ひます。

○山本委員長 この際調達庁長官より発言を求められております。これを許します。今井久君。

○今井政府委員 私去る五月二十二日に調達庁長官を拝命いたしました。まことに御力な者でござい

ますが、皆さんの御指導によりましてこの職責を果たしたいと思ひます。よろしくお願いいたします。

○蓄ケ久保委員 新任調達庁長官に二、三お尋ねしたいと思ひます。調達庁長官はいろいろな報道によりまして、若かりしころは警察関係の仕事となされて、その方面では堪能の士のよう

に伺っておりますが、さらにある一定の時期、いわゆる浪人という生活もなされております。現在日本の置かれて

いる立場については、私も承知をいたしております。特に今度あなたが長官になられたに關するアメリカ軍の接収地である軍事基地を管轄と申しますか、むしろは

もう一ぺん申し上げますが、あなたは調達庁長官として、機械的にアメリカ

の土地や家屋、そういったものをアメリカのために使わせるような仕事をされる、これも御承知であります。これについては私いろいろ話し合いたいところがありますけれども、時間がありませんから端的に二、三伺ひます。

今問題になっております立川飛行場など五つの飛行場拡張は二、三年の懸案となっており、政府はアメリカの要請に対して非常な努力をいた

す。私も努力しているとは考えますが、政府は努力しているとは称しておるにもかかわらず、依然としてアメリカ並びに政府の思うような進捗をしないというときに、あなたは調達庁長官になられた。もちろん何か期するところがあつてなられたと思ひますが、この五つの飛行場の拡張に対して新任

長官としてどのような考え方を持っておられるか。やはり今まで政府がしばしば答弁している日米安保条約、行政協定による約束であるから何が何でも、現地の諸君の承知不承知はかまわずに、やろうという態度をそのまま引き継いでやられるのか。あるいは新長官はそこに何か別個な、いわゆる日本人今井久としての見地から特殊な対策を持つて長官になられたのか。政府の意図するところはおそらくこの五つの飛行場の拡張を完成することであろうし、それはあなたも御承知であります。今までのように政府のあるいはアメリカの意図するところをそのまま職権と権力をもつて断行しようとするのか、この点を率直に新しい抱負を持つてなられた調達庁長官にお伺いしたいと思ひ

カ並びに政府の意図する、いわゆる強制収用もあえて辞さないで、日本人の生活あるいは人権を無視してあの飛行場問題を強行される決意で新任されたか。あるいは何かそこに別な一つの方途を考えて、今までのようにただ一方的にこれを押えつけて、しやにむに通そうとする立場とは別に——實際最後的にはかりに飛行場問題が完成するとしましても、その間に今まで政府あるいは調達庁とった道とは別の方途を講ずるだけの用意と決意を持っておられるか、この点について一つの端的な御答弁を願いたいと思う。

○今井政府委員 ただいまの御質問に對してお答えいたします。このたび私が調達庁長官を拝命いたしました。調達庁の仕事は今さら申し上げるまでもなく重要であり困難な問題を持っておるのでございます。ことにただいま御質疑のありました基地提供の問題が調達庁の所管の中でも最も重要な問題となっておるのでございます。この問題についてどう考えておるかという御質問でございます。この基地の問題はもろろん従来政府がしばしば声明をしております基本方針の通りに、わが国が条約上の義務を履行するために必要な最小限度の基地を提供するというところに政府の方針があるのでございまして、私どもといたしまして、この方針に基きまして私どもの職務を遂行するわけでございまして、ただ実際の实地に当りましては、できる限りの方途を講じまして、基地提供に直接関係のあります地元の方々にはもちろんのこと、広く一般の方々にもこの問題を十分理解していただき、十分協力していただく

ように最善の配慮をいたしますことはもちろんでございます。ことに直接の関係者の方々に対してはできるだけ協議をいたし、できるだけの話し合いをし、その間に双方の協力と理解のもとにこの問題の解決をはかりたいという、実は気持を持っておる次第でございます。しこうしてその上においてやむを得ないものに対しては、補償等の措置についても十分これを講じて、円満に解決をはかりたい、こういう考えを持っておる次第でございます。

○苗ヶ久保委員 あなたの御答弁としてはそれ以上出ることではないと思つてございしますが、あなたは調達庁長官として——私どもはあくまでも基地の反対を続けて参ります。あなたに幾ら反対をなさいと言つてもされるわけはございません。それはわかるのです。ただ基地を提供するにしても、少くとも今まで政府のとつてきた態度は一方的過ぎる。それは努力したとおっしゃる。どんな努力をしたかというのと、何も努力してない。私は倉石君にもたびたび言つておる。ほんとうに担当大臣としてこの五つの飛行場をアメリカの用に供さなければならぬというならば——政府が口を開けば言うように、この基地提供が日本防衛のためにほんとうに必要であるとするならば、日本政府は責任を持ってこれを遂行する義務があるにもかかわらず、政府のとつてゐる態度はただ単におどかしとかあるいは買収的な行為とか、そういう市井のブローカーのやるようなことをやつておいて、そうして事足りるとしておる。私はこれではならぬと思う。もしほんとうに日本を防衛する

ために必要ならば、その相当大臣なりあるいは政府の責任者は直接その現地にたびたび乗り込んで、その誠意のあるところを示してやるべきであります。それをやらぬ。やらずににおいて言葉の上で濁しておる。そういうことではならぬと思う。これは逆にいうと、あまりそうされてはうらうらされても困りますが、それをやらざるにおいてただ日にちをかせいでおいて、反対であるから強制収用するといふことはいかぬと思うのです。そこで私が今井新長官に申し上げたいのは、あなたに反対であるといふことを言つてもむだである。むだであるけれども、私が先ほどちよつと触れたように、あなたは十年間浪人された。私どもから言へば浪人であることは当然だ。官にもつかず、そういつた立場に立たないで土に親しみ漁に親しんできた人間に、私はある程度期待を持てると思う。あなたは今いわれる官庁的な御答弁をなさつた。これは一応やむを得ぬでしょう。それはそれとして、政府においては、幾らあなたがそういつた努力をしようとしても、ある程度強力な措置をとることがあると思う。そういう場合でもあなたはなお現地の諸君と話し合つて、それを解決していくだけの確信と信念を持つておられるかどうか。このことは私はやっぱり大事だと思う。こういうことをあなたに御質問申し上げて、りっぱな答弁をされると逆効果になる危険もある。これはある程度やむを得ないと思う。そこで私どもは、あくまでも反対であるけれども、あなたの方の誠意によつて現地の諸君が了解することができれば、われわれも納得できる。政府が何ら努力をしない

で、誠意を示さないで、一方的に強制収用するといふことは絶対に私は承服できない。そういう点で、あなたは人間今井として今まで政府のとつてきたことを見ていらつしやう——前の長官は自分が長官になってから起つた問題である。あなたは現にこうした事態が起つたときにその衝に直接乗り込まれた。そこにあなただけの決意と信念があると思う。その点こそで紐切り型の御答弁は期待いたしません。が、一つ人間今井のそれに対する決意をちよつぱりでもいいからここではっきりお聞きしたいと思う。

○今井政府委員 ただいまの御質問に對してお答えいたします。お話の通りに、私は終戦を境といたしまして辞任いたしました。今日まで野にあらつた次第でございます。その間野にありまして、いろいろな生活を通じて、政府なりあるいは役所のやり方が、民衆に及ぼします影響がどういふものであるかというところを親しく経験いたしました。私がかつて役所におりましたときにやりましたやり方が、さらに反省を要するのではないかという点について痛感いたしました点が少くないのでございまして、この点につきましては、今後、単に基地の問題だけでなく、私の所管いたしましたる諸般の行政を遂行いたします点においても、この体験に基づく反省を十分基礎といたしましてやつていきたい、こういう考えを持っておりまして、長官ときようは二度目のお会ひです。一度目は、あなたは御承知ないと思いますが、建設次官室にあなたがおいさつに参りましたときちよつと私が

めておりました。私があなたのお姿を見ての感じは、一番最初の福島長官は外剛的な太つ腹な態度でやられた。次の安田さんは事務的に、相当良心的に、いわゆる小心者なといふような立場でやられた。あなたは相当強引なことをやるではなからうか、こういう印象を受けたのです。その印象は別としまして、私はあなたの役所に参つたのです。砂川の諸君と一緒に参りまして、そこにいらつしやう矢崎さんとお会ひしましたが、同行しました山花秀雄議員の秘書井上健吉、この者の話によれば、電話連絡であなたと係の人が話をした。そうしてあなたのために指示といふか返答といふか、そういうものは、砂川の諸君が折れてくるならば会つてもよいが、それ以外は絶対に会わない、こういう話であつた。これは井上健吉君がはつきり言うのです。今の御答弁によりまして、地元の人々と十分に話し合つてというおきまりの言葉を使つていらつしやうけれども、私にはそれは言い逃げる言葉にしか聞えないのです。そういう事實はないことを望むのですが、いかがでございますか。

○今井政府委員 ただいまの御質問の点につきましては、実は私は承知しておりません。何かの間違ひではないかと存じます。ことに立川基地の方がどうだとか、おいでになるとかおいでにならないとかいふことは実は私は聞いておりません。何かほかの者との話か何かで間違つたではないかと存じます。実は私拝命しましてからいろいろ問題が錯綜いたしました、あいさつ回り等もそこそこいたしまして對軍の折衝等にかへりました。きのうま

八

でそれをやっております。たゞいまのお話の通りに、国際認識を十分持ちまして私の職責を果す必要のあることは痛感しておりますので、今後十分その点について努力いたす考えであります。

○西村(力)委員 その点は電話であなただの方の係の人との通話を盗み聞きしたようなことなどであり好ましくないのでありますが、私としてはあなたの御答弁を承ります。

ついでですが、あなたはお役人でございますから、政府の方針に忠実になさるでしうけれども、一個の長官として総合的に行政をやる場合には、見識をもつてなさると思ふ。その見識の最も大事なのは国際情勢に対する認識だと思ふが、現在の国際情勢をどう把握せられておるか。具体的に言いますと、アイスランドの決議の問題、ノルウエーのソ連との共同声明の問題、セイロンのパンダラナイケの勝利あるいは英海軍基地の撤去を要求するといふ問題、フィリピン飛行場基地土地所有権復活を要求するフィリピン下院の決議(そういう一連の基地に対する動き、ことに大國の世界政策の犠牲のために基地を提供し、自己の意思によらず戦争の危険にいつてもさらされる小國は、基地と自國の平和との関連性が深く、基地のあることがわれわれを常に不安ならしめるという立場に立ってだんだんとそういう動きをしていゝるが、そういう状態を長官はどういう工合に把握せられておるか。こういう点の認識を持っておられないと、なすことが単なるめくらの役員となつて、下っ端の役人のやる仕事と何ら變りがないではないかと思ふのですが、御見解を示していただきたいと思ふのです。

○今井政府委員 ただいまのお話の通りに、国際認識を十分持ちまして私の職責を果す必要のあることは痛感しておりますので、今後十分その点について努力いたす考えであります。

○西村(力)委員 先ほどあらゆる手段を尽して地元の人々の納得をいただいて基地拡張をやるのだ、こゝういふお話でございまして、それは当然のことだと思ふのですが、あらゆる手段の中に今までの前任者がやられたことはまことに私たちとしては納得のいかない、また奇異な手段が弄せられておる。一つは協力謝金の問題です。これは下僚の方々からお聞きになつていらつしやるかと思ふのですが、條件的に賛成をする諸君には補償費のほかに市井ブローカーのやるような、博労のやるような包み金をやるといふことなす。國費がそういうものに使われていゝものかどうか。これは悪い。また國といふ權力が公共のために基地をとるのだ、米軍の基地としてとるのだといふ意思があつてもその意思のものと國民の權利といふものはすべて屈服しなければならぬといふことは、民主主義國家においては、反對することも國民の基本的な最高の權利です。だから反對する、賛成する、これは差があるはずはない。それにかかわらず賛成派に対しては包み金をやる、他の者にはやらないといふ差別待遇をする、こゝうなつてくれば、あなたによく考へてもらいたいのだが、國の權力の意思といふものがすべて優先する、こゝういふことになる。ファッショ國家になるのです。國民が自分の土地の私有權といふものを主張するといふことは、權力の前にはそれは悪だといふこ

とになるのです、いけないといふことなす。それがファッショ國家になるのです。今までのこゝういふことをやられて、われわれの追及に對しても口を濁して、ただいたずらに基地拡張の必要経費であるといふ。必要経費であるならば個人配分ができないはずだ、それを個人配分をやる、私たちはこれをやめていただかなければならぬ。やめる意思はあるかどうかといふことが一点。

それから愛知縣の小牧飛行場においては三月十五日に貸借契約を結んだわけですが、十二月にさかのぼつて賃借料を払うといふことを愛知の調達局はやつておる。これは責任です。

それから第三点は、立川と小牧においてはこの契約が完了した土地を、百五十坪あるいは二百坪と小刻みに米軍に飯受け渡しをやつておる。これは國土の切り売りです。拡張予定地全部が政府のものといふか、賃借契約があるいは買上げあるいは強制収容といふものと、政府の權利下にあるもの、それを一括して米軍に渡すならば、國際信義に基くものだといふ理屈も立つてしう。ぼつりぼつりと飛び地をアメリカ軍に引き渡すといふことは國土の切り売りです。もしその引き渡したところにおいて不祥事が起きた場合に、日本の國民の生命、身体、財産といふものは一体だれが守るのだ。これはアメリカ軍もむづか言わなければならぬ。けなことは起きないかもしれせん。けれども厳密に言うて起きた場合には、こちから米軍の所有地内に無断闖入したから、あるいは警備を聞かずに逃げようとしたから射撃をしたとかなんといふことが起つた場合には、日本の國民とい

うものを一体だれが守ることになるのか、こゝういふむづかなやり方をやられておる。そして既成事実を次から次へ積み上げて、もうこゝうなつたのだから往々するよりほかあるまい、こゝういふ工合に追い込まれておるのです。私たちはそういうやり方に対しては、日本國民として憤慨を感じざるを得ないのです。

その三点が、あらゆる手段といふものの、われわれとしては一番承認しかねる問題であります。その点については新長官としてどういふ工合に考えられるか、これを一つ御答弁願ひたいと思ひます。

○今井政府委員 第一に協力謝金の問題についての御質問でございます。私も最近参りまして、基地の問題についての從來のいろいろの問題を開きまして、ときに、協力謝金といふ問題があることを聞きました。これは政府の施策に協力したといふ意味での謝金といふことで、閣議の決定を出しておるというように聞いております。これはほかの場合にもあるいはあるのじやないかと思ひますので、この点のことにつきましては今後研究してみたいと思ひます。

第二の小牧飛行場の問題につきましては、非常に具体的な問題でございます。実は私まだ報告を聞いておりませんものから、さらに報告をとりまして調査いたしてみたいと存じております。

第三は、小刻みに土地を米軍に賃借しておるという問題についての御質問のように承りました。これらの問題もどういふ経過でこゝういふことになつておるのかといふことは私まだよく存

じません。今お話のありました点を十分くみまして、調査して考へてみたいと思ひます。

○舊ケ久保委員 長官でなくてもよろしいのですが、今後の國會審査について参考になりますのでお伺ひしたいのです。先ほど床次委員から沖縄におけるいゝゆる敗戦時から講和発効に至る土地あるいはその他損害に対する國家補償の問題を、南方連絡事務局にいろいろ質問があつたのですが、これと同じケースが内地にもあります。それはおもに人命の問題であります。講和発効後における行政協定十八條に該當する事案が相当あるわけでありまして、占領中に占領軍の兵隊に死者は虚殺され、ある者は自動車にひき殺され、ある者は凌辱されることをおそれてみづから自分の命を断つといふたやうなもの、いゝゆる占領下において日本人が占領のためにたくさん人命を損傷させられた。ところがそれが占領下でありますので、アメリカの占領軍がこれを何らかの形で補償するのが当然であつたであらうが、占領下という特殊事態において日本人がそれに対する正当な要求もできなかった。それが講和発効と前後して、多くて六万円前後、少いものは二千元から三千元といったやうな見舞金で、ほとんど泣き寝入りになつておつたといふ状態であります。しかも講和條約において日本はアメリカに對して、占領中におけるこゝういふ一切の損害の要求はしないといふ補償要求の放棄をしておりまして、具体的に個々にしようした人命損傷の重大な損害を受けた日本人は、依然として今日不満と、それに

対する正当な要求を持つておる。先般ラジオ東京が朝の八時二十分からのラジオ・スケッチに、高橋法務委員長をたずねたという代表の諸君の声を放送したというが、私もそれを聞いたし、聞いたがいろいろな人から私のところに相当多数の投書も参つております。これは調達庁の所管事項でございせん。日本の政府としても法的には今何ら要求の根拠もありませんけれども、こういった事態は現存をしておる。そこで私がお尋ねしたいのは、これは私どもとしても重大な関心を持つておりますし、衆国会においてこれを何らかの形で法制化するように努力したいと思つております。にもかかわらず、行政協定十八条の關係と関連するのであります。調達庁としてそれに対してどのような見解をお持ちか。あるいはまたこれが何らかの形において、いわゆる沖繩のそういう事実案とともに、これは日本政府がアメリカに対して要求権を放棄したのでありますから、当然日本政府がこれに対して適正な補償をする義務があると考へるのであります。財政上のことに藉口して何ら努力しませんでした。私はそう思つておる。そこで、もし長官がこれに対して何かお考えがあるならば、長官のお考えでもよし、もし長官がこれは突然の問ひでありますから御答弁をお済になるならば、どなたか適當な方でもけっこうであります。このいわゆる占領下において損傷を受けた者に対して、現在政府はどのようなお考えを持ち、また将来これに対して何らかの処置をするだけの御用意があるかどうか。この点を一つお伺いしたいと思ひます。

○眞子政府委員 お尋ねの占領期間中における進駐軍による被害者に対する見舞金の支給につきまして、関連をいたしましてお答えを申し上げます。本件につきましては、さきに本年一月三十日衆議院におきまして請願が受理せられ、法務委員会に付託されましたことがございまして、その請願第三六八号、進駐軍による被害者遺族の補償に関する件に関する問題でございまして、本年五月二十八日同委員会において審議されました際に、松原法務政務次官からこういう答弁がございしました。占領期間中における被害者の方々に對しては、当時は政府に法律上の賠償義務がなかつたので、政府よりすてに見舞金が支給されておりました。従つて、本請願の趣旨である特別立法措置をとるとすれば、戦時中ないし占領期間中に生じた有形無形の各種損害にも影響することとなりますので、慎重に對処すべきものと考へます。その要旨の答弁がなされております。その請願につきましましては、衆議院の本院議において採択された次第でありまして、内閣から所管官庁に對してこれが意見を求められました際、ただいま申し上げましたような趣旨の意見を内閣に報告するものとなると考へます。その所管官庁は、私も断定的に申しかねますが、一応法務省ではないかと考へております。

○苗ヶ久保委員 その問題は、これは後刻当委員会においても検討していきたいと思つておりますが、調達庁關係のことについては、いろいろ新長官に御意見を承わたり、またわれわれもいろいろ申し上げることがあるのです。時間もありませんが、幸い先ほど本委員会において閉会中のいわゆる国政審査をすることを決定しましたから、また閉会中も幾たびか委員会を開き、一つ出席を求めて、逐次起つた問題に對して意見を徴し、あるいは質問をし、また具体的な事例に對して検討していきたいと思ひます。新長官の先ほどの答弁を私も一応これを新任長官としての立場から承けておきますが、どうか一つ今後起るいろいろな問題に對して、誠意のある態度と真剣な氣持で處理していただきたいと思ひます。少くとも事務的な遂行においていろいろよけいなトラブルが起らぬように、ぜひ長官の人的な処置を私は要望して、私の質問を終ります。

○山本委員長 苗ヶ久保君の御要望はまことにけっこうでありますから、新長官においても御善処をお願い申し上げます。

○受田委員 長官に一言だけお尋ねしておきますが、国会の意思を尊重し、たとえばこれは基地としていろいろな事情で不適格であるとか、あるいはこういうふうにしてはどうかというふうなそういう国会の意思については、十分これを尊重される用意がありますか。

○今井政府委員 その点は十分尊重いたしたいと思ひますが、ただ私どももいたしましては、あくまで政府の命令のもとに動くことと考へますから、政府と国会との話し合いによつてきまりましたことにつきましては、十分やっていますと考へております。

○受田委員 閉会中にわれわれ国会議員は、党派を越えて、全国のいろいろの基地あるいは自衛隊の実態調査等に乗り出すこととしております。たとえば山口県の秋吉台の問題などにつきましても、九州の自衛隊の基地視察にあわせて秋吉台を調査することとを、すでに当委員会におきまして計画が立てられております。そういうものが十分尊重されるように措置されたいということについては、長官において確言できますか。

○今井政府委員 それらの点につきましては、十分尊重いたしたいと思ひます。

○山本委員長 次に、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を続行いたします。通告がありますので、これを許します。受田君。

○受田委員 私はこの問題についてはごく簡単に尋ねておいて、午後あらためて詳細なる質疑をするということにして、さしあたりきょう竹尾政務次官がおいでいただいておりますので、政府首脳部に対する質問を一言だけさせていただきます。私は、竹尾さんは文部委員長として多年文教行政の政策をお進めになつた方であるし、現に文部政務次官としてきわめて適切な御措置をされておる方であると思ひますので、この際、現に提出されております一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案に關連したお尋ねをせむしいたいと思つております。

昭和二十九年一月一日、例のいわゆる給与三本建法が施行されました。これは、高等学校の職員の給与が特に四級一号のところから高くなつておるとは御承知の通りです。この三つの給与の体系ができたときに、高等学校だけを優遇することは、同じ立場で、同じ資格を持ち、同じ学歴を持った者で中学校や小学校に勤務する人に、非常な失望と不安を与えやしないかといういろいろな批判があつて、人事院におきましても、当時は同じ学歴、同じ資格というもののについては同じ待遇をするという基準を、一応立てておつたと思ひます。しかしとにか法律ができたというところは、これは嚴肅なる事実になつておるわけです。しかしその際問題になるのは、当時高等学校の高等科の教員の有資格者、旧教員免許令による中学校、高等女学校の教員の免許状を有しておつたそういう人々は、この法律ができることを知らないで、高等学校におつた先生も、まあ新制中学校へ出て校長が教頭になつてみないか、あるいは教員になつてみないかというので、とにかく待遇が同じだということで、高等学校から中小学校に転じた人もたくさんある、また三本建の給与ができることを知らないで、最初から高等学校へ出ることを誘われた人が中学校あるいは小学校へ出た人もあるのです。こういう人々はこの法律の誕生とともに非常な差別待遇を受けて、いわば人権の上にも侵害を受けたということになるような結果になつたわけなんです。法律ができて給与が三本建になつた後に就職した人は、それは差があるということも承知して出たと言えないことではないわけでありまして、それと、それ以前の人はその差がないことを確認して学校別の区別なく就職した、あるいは転職した。文部省とせられましては、少くともあの法律ができたときに、今申し上げたような意味で、高等学校の教員資格を有する人がたまたま中、小

学校に勤務していたという場合の人々を、この際何かの形で救済する必要はないか、かように考えておるのであります。竹尾さんいかがお考えでしょう。

を講ずるための予算要求をいたしまして、ところがこれが財政の關係や何かで削られてしまいました。しかしその趣旨はこれは生かしていかなければならぬ、こういう場合に考えておりますので、予算のことでさらにはつきりたいたいお約束というわけにもあるいは参らないかもしませんが、骨格予算を作るときに、それらに対する額はちよつとわからぬと思ひますけれども、とにかく前の趣旨を体しまして予算の要求をしたい、こう考えておる次第でございます。

て、文部省の意とするところをはつきり知ることができて喜ばしく思つております。従つて今政務次官の御指摘の問題は、来年度予算にはこの問題を重ねて要求する、そういうことを約束できますか。

見聴取を省略し、直ちにその採否を決定したいと思ひますが、御異議ありませんか。

ただいま議決いたしました各諸願の報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが御異議ありませんか。

○竹尾政府委員 今のお尋ねの点につきましては、私も当時文教關係の委員をいたしておりますし、あの立法につきましては、当時の文部委員会にはもちろんかかりませんで、お宅さんの方の内閣委員会にかかったと思ひますけれども、あのときは人事委員会でございますが、そういういきさつはよく存じ上げておるつもりでございます。そこでお尋ねの点でございますが、二十九年一月一日の実施当時に何も御存じがなくて転任になった、こういうお尋ねでございます。そういうことを私も考慮いたして、高学歴者で中学校、小学校に勤務されておるあなたの御質問のような立場のような方に対して、何か優遇の道を講ずる必要があるのじゃないか、こういう考えに立ちまして、これは今おっしゃられるいわゆる給与三本建を是正する、こういう意味ではなく、今おっしゃられた方々に対する優遇の措置を講じたい、こういうことで私どもはこれを特別昇給というふうな言葉で呼んでおりますが、高学歴、永年の勤続、それから成績の優良な人たち、こういう方々に対して、これは松村文相の当時に――まだ文部委員会で文教委員会にならないときでありましたか、今の自民党の並木委員からも当時の松村文相に御質問がありました。これは善処をするということでありまして、善処をするために三十一年度の予算要求では一億三千万の、それらの方々に對する特別昇給の道

を講ずるための予算要求をいたしまして、ところがこれが財政の關係や何かで削られてしまいました。しかしその趣旨はこれは生かしていかなければならぬ、こういう場合に考えておりますので、予算のことでさらにはつきりたいたいお約束というわけにもあるいは参らないかもしませんが、骨格予算を作るときに、それらに対する額はちよつとわからぬと思ひますけれども、とにかく前の趣旨を体しまして予算の要求をしたい、こう考えておる次第でございます。

て、文部省の意とするところをはつきり知ることができて喜ばしく思つております。従つて今政務次官の御指摘の問題は、来年度予算にはこの問題を重ねて要求する、そういうことを約束できますか。

見聴取を省略し、直ちにその採否を決定したいと思ひますが、御異議ありませんか。

ただいま議決いたしました各諸願の報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが御異議ありませんか。

○竹尾政府委員 今のお尋ねの点につきましては、私も当時文教關係の委員をいたしておりますし、あの立法につきましては、当時の文部委員会にはもちろんかかりませんで、お宅さんの方の内閣委員会にかかったと思ひますけれども、あのときは人事委員会でございますが、そういういきさつはよく存じ上げておるつもりでございます。そこでお尋ねの点でございますが、二十九年一月一日の実施当時に何も御存じがなくて転任になった、こういうお尋ねでございます。そういうことを私も考慮いたして、高学歴者で中学校、小学校に勤務されておるあなたの御質問のような立場のような方に対して、何か優遇の道を講ずる必要があるのじゃないか、こういう考えに立ちまして、これは今おっしゃられるいわゆる給与三本建を是正する、こういう意味ではなく、今おっしゃられた方々に対する優遇の措置を講じたい、こういうことで私どもはこれを特別昇給というふうな言葉で呼んでおりますが、高学歴、永年の勤続、それから成績の優良な人たち、こういう方々に対して、これは松村文相の当時に――まだ文部委員会で文教委員会にならないときでありましたか、今の自民党の並木委員からも当時の松村文相に御質問がありました。これは善処をするということでありまして、善処をするために三十一年度の予算要求では一億三千万の、それらの方々に對する特別昇給の道

を講ずるための予算要求をいたしまして、ところがこれが財政の關係や何かで削られてしまいました。しかしその趣旨はこれは生かしていかなければならぬ、こういう場合に考えておりますので、予算のことでさらにはつきりたいたいお約束というわけにもあるいは参らないかもしませんが、骨格予算を作るときに、それらに対する額はちよつとわからぬと思ひますけれども、とにかく前の趣旨を体しまして予算の要求をしたい、こう考えておる次第でございます。

て、文部省の意とするところをはつきり知ることができて喜ばしく思つております。従つて今政務次官の御指摘の問題は、来年度予算にはこの問題を重ねて要求する、そういうことを約束できますか。

見聴取を省略し、直ちにその採否を決定したいと思ひますが、御異議ありませんか。

ただいま議決いたしました各諸願の報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが御異議ありませんか。

○受田委員 竹尾さんのきわめて公正な御意見を伺つたのでありますが、私は今この給与三本建法案をくずすという意味でお尋ねしておるわけではなく、現在の法律体系、給与体系を生かした立場で、しかも今政務次官も御指摘になりましたような高学歴、高資格を持った人で、たまたま当時法律のあつたことを知らずして中小学校に勤務していた人を同様に救済する、こういうことを私は今お尋ねしたので、全く意見が一致しておるわけなのであります。一億三千万という数字は、これはわれわれとしても大差がないと思つて今計算をしておりますし、しかもその後やめられた人も相当出ておりますし、昭和二十八年に初めて新制大学の卒業生が出たのですが、新制大学の卒業生は昭和二十九年一月一日現在ではこの給与の恩典に浴することが、今度改められるとしても該当者がないわけ、結局当時限られた高学歴、高資格の者だけが救われるという措置をわれわれは要求してきておるわけなのであります。文部大臣の御意思と一体となつてすでに予算要求もされた現実を伺つ

を講ずるための予算要求をいたしまして、ところがこれが財政の關係や何かで削られてしまいました。しかしその趣旨はこれは生かしていかなければならぬ、こういう場合に考えておりますので、予算のことでさらにはつきりたいたいお約束というわけにもあるいは参らないかもしませんが、骨格予算を作るときに、それらに対する額はちよつとわからぬと思ひますけれども、とにかく前の趣旨を体しまして予算の要求をしたい、こう考えておる次第でございます。

て、文部省の意とするところをはつきり知ることができて喜ばしく思つております。従つて今政務次官の御指摘の問題は、来年度予算にはこの問題を重ねて要求する、そういうことを約束できますか。

見聴取を省略し、直ちにその採否を決定したいと思ひますが、御異議ありませんか。

ただいま議決いたしました各諸願の報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが御異議ありませんか。

○受田委員 政務次官の非常に誠意ある信念をお示しいただいて、公平な御判断を持っておられることに感謝して、政務次官に対する質問はまた後日あらためてお伺いすることにします。

を講ずるための予算要求をいたしまして、ところがこれが財政の關係や何かで削られてしまいました。しかしその趣旨はこれは生かしていかなければならぬ、こういう場合に考えておりますので、予算のことでさらにはつきりたいたいお約束というわけにもあるいは参らないかもしませんが、骨格予算を作るときに、それらに対する額はちよつとわからぬと思ひますけれども、とにかく前の趣旨を体しまして予算の要求をしたい、こう考えておる次第でございます。

て、文部省の意とするところをはつきり知ることができて喜ばしく思つております。従つて今政務次官の御指摘の問題は、来年度予算にはこの問題を重ねて要求する、そういうことを約束できますか。

見聴取を省略し、直ちにその採否を決定したいと思ひますが、御異議ありませんか。

ただいま議決いたしました各諸願の報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが御異議ありませんか。

○山本委員長 これより諸願の審査に入ります。本委員会に付託となりました諸願は、本日の諸願日程にあります通り二百件であります。この際、本日の諸願の日程全部を一括議題といたします。

を講ずるための予算要求をいたしまして、ところがこれが財政の關係や何かで削られてしまいました。しかしその趣旨はこれは生かしていかなければならぬ、こういう場合に考えておりますので、予算のことでさらにはつきりたいたいお約束というわけにもあるいは参らないかもしませんが、骨格予算を作るときに、それらに対する額はちよつとわからぬと思ひますけれども、とにかく前の趣旨を体しまして予算の要求をしたい、こう考えておる次第でございます。

て、文部省の意とするところをはつきり知ることができて喜ばしく思つております。従つて今政務次官の御指摘の問題は、来年度予算にはこの問題を重ねて要求する、そういうことを約束できますか。

見聴取を省略し、直ちにその採否を決定したいと思ひますが、御異議ありませんか。

ただいま議決いたしました各諸願の報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが御異議ありませんか。

○山本委員長 御異議なければさよう決します。

を講ずるための予算要求をいたしまして、ところがこれが財政の關係や何かで削られてしまいました。しかしその趣旨はこれは生かしていかなければならぬ、こういう場合に考えておりますので、予算のことでさらにはつきりたいたいお約束というわけにもあるいは参らないかもしませんが、骨格予算を作るときに、それらに対する額はちよつとわからぬと思ひますけれども、とにかく前の趣旨を体しまして予算の要求をしたい、こう考えておる次第でございます。

て、文部省の意とするところをはつきり知ることができて喜ばしく思つております。従つて今政務次官の御指摘の問題は、来年度予算にはこの問題を重ねて要求する、そういうことを約束できますか。

見聴取を省略し、直ちにその採否を決定したいと思ひますが、御異議ありませんか。

ただいま議決いたしました各諸願の報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが御異議ありませんか。

とく、今回提出されておりますこの法案の改正趣旨に当然加え入れるべき性格のものでありまして、すなわち昭和二十九年一月一日現在、中学校、小学校に勤務しておりました四級から九級までの先生、高等学校の教員の資格を有する人で、この際当時三本建給与の成立を知らずして就職していた人々をお救いしようという、すなわち一号の調整をしようという修正案でありまして、政府当局においては全幅の支持をされている修正点でありますので、各委員よろしくこの修正案に御賛同あらんことをお願い申し上げて、私の提案理由の説明を終わりたいと思います。

○茜ケ久保委員 先ほどちょっと質問しました占領中の人命損傷に関する全国的な資料がいろいろありますので、その資料を委員長において調達庁に御要求願いたい。

午後一時五分休憩

〔休憩後は開会に至らなかった〕

〔参照〕

請願に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕

昭和三十一年六月二日印刷

昭和三十一年六月四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局